

▶ 仕事を探している方、技術を身につけたい方、就業資金が足りない方などのために、次のような制度があります。

障害者就労支援センター「げんき品川」

身 知 精 難

相談内容

障害者就労支援センターでは、障害のある方の就労に関するさまざまな相談に応じ、住み慣れた地域で就労するために、必要な知識・技能を習得する訓練を行い、安心して働き続けるための支援を行います。

連絡先 大崎 4-11-12 電話 5496-2525 FAX 5496-2580

就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援【自立支援給付】

身 知 精 難

内 容

●就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労継続支援（雇成型・非雇成型）

一般企業等での就労が困難な障害者の方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

●就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害者の方に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行います。

窓口 ●各就労支援事業所 P.114 参照
●障害者福祉課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

職業紹介と相談 公共職業安定所（ハローワーク）

身 知 精 難

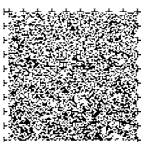
対象・内容

障害者の職業相談、紹介、採用後の定着に関する指導および障害者雇用に関する相談・求人受理を行っています。

手話通訳付きの相談日もありますので事前にお問い合わせください。

※職業相談にくる際は障害者手帳をお持ちください。

窓口 品川公共職業安定所 港区芝 5-35-3 2階
電話 5419-8609 (45 #) FAX 3453-1607



職業相談と就労支援 東京障害者職業センター

身 知 精 難

対 象

障害者、事業主および関係機関

内 容

ハローワークや関係機関と連携しながら次のような職業リハビリテーションサービスを行っています。

●障害者へのサービス

- (1) 職業相談、職業評価、職場適応支援
- (2) 職業準備支援

●障害者と事業主双方へのサービス

- (1) ジョブコーチ支援
- (2) 精神障害者職場復帰支援（リワーク支援）

●事業主へのサービス

- (1) 障害者の雇用管理に関する相談および支援
- (2) 雇用管理サポート講習会 等

●関係機関へのサービス

- (1) 職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助
- (2) 就業支援基礎研修、就業支援実践研修 等

※利用にあたっては、予約制ですので事前にお電話等でお申しください。

窓口 ●東京障害者職業センター 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3階
電話 6673-3938 FAX 6673-3948
●（リワーク支援）
リワークセンター東京 台東区元浅草 3-18-10 上野 NSビル 7階
電話 5246-4881 FAX 5246-4882

職業訓練 国立職業リハビリテーションセンター

身 知 精 難

住 所

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 電話 04-2995-1711

対 象

身体障害、難病、高次脳機能障害、精神障害、発達障害、知的障害のある方で、次の要件を満たしている方。

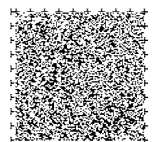
- (1) 原則として、障害者手帳取得者または医師の診断を受けている方
- (2) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方
- (3) 国立職業リハビリテーションセンターでの受講や通所が可能な方

内 容

障害の特性に応じた補完方法が身につけられるよう、個々の状況に合わせた訓練を行います。職業人として自立し、定着を図るための指導や助言とともに、健康や医療への相談・指導も行っています。

費 用

受講料は無料。（食費や教材費などは自己負担）



12 就労・資金の貸付

申込方法

入所申請の手続きは、障害者福祉課障害者相談支援担当または公共職業安定所でおたずねください。

- 窓口**
- 障害者福祉課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000
 - 品川公共職業安定所（ハローワーク品川） 港区芝 5-35-3 2階
電話 5419-8609（45 #） FAX 3453-1607

（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課

身 知 精 難

対象・内容

東京しごと財団では、障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

●総合コーディネート事業

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

●東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

●障害者委託訓練事業

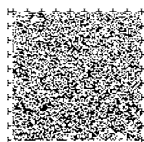
ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO 法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- 知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- 障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）
- 実践能力習得訓練コース（事務補助、清掃など）
- e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web 制作実践講座など）
- 在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

●障害者就業支援情報コーナー（東京しごとセンター 5 階）

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、職場体験実習や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業等の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

- 窓口**（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課
千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8 階
電話 5211-2681 FAX 5211-5463 ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



職業訓練 東京障害者職業能力開発校

身 知 精

対 象

都立職業能力開発センター等で訓練を受けることが困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者および発達障害者の方

援護内容

就職に必要な知識および技能の習得を目指します。また、ハローワークと連携して就職の相談・支援を行います。

科 目

ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィック DTP 科、ものづくり技術科、建築 CAD 科、製パン科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、就業支援科、職域開発科、実務作業科、OA 実務科
※ OA 実務科については重度視覚障害者を対象とし、訓練は外部に委託して実施します。

期 間

調理・清掃サービス科（6 ヶ月間）、オフィスワーク科（6 ヶ月間）、職域開発科（6 ヶ月間）、就業支援科（3 ヶ月間）、他はすべて 1 年間

費 用

授業料は無料、教科書は支給。
ただし、作業服代等は、本人負担です。

申込方法

毎年 9 月より募集（6 ヶ月科目及び 3 ヶ月科目は年 4 回募集）お住まいの住所地を管轄するハローワークへお申し込みください。

お問い合わせ 東京障害者職業能力開発校 小平市小川西町 2-34-1
電話 042-341-1427 FAX 042-341-1451

雇用保険の失業給付

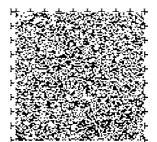
身 知 精 難

対象・内容

障害者である雇用保険被保険者が離職（退職）し、失業の状態が続いているときに生活を保障するために給付金を支給する制度です。給付できる日数・期間は在職中の賃金・勤務年数により決定します。

また、手続後、早い時期に就職した場合に就業促進手当が支給されることがあります。
退職した事業所から離職票の交付を受けましたら、なるべく早めに手続きしてください。

窓口 失業給付の詳細についてのお問い合わせは
品川公共職業安定所雇用保険給付課 電話 5419-8609（11 番） FAX 3453-1626



生活福祉資金の貸付

身 知 精

対 象

「身体障害者手帳」「愛の手帳（療育手帳）」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方の属する世帯あるいは障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者証を所持している世帯で、他の資金の借り入れが困難な方。

内 容

①技能習得費

就職をするための知識や技能修得に必要な経費、運転免許取得費用および各種学校などの授業料、生計中心者が技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費

②生業費

生業を営むために必要な経費

- ・設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用
- ・店舗、作業場の補修、改造する費用など
- ・新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用

③転居費

住居の移転に際し必要な経費、賃貸契約の更新に伴う経費

④就職支度金

就職に際し必要な経費（洋服、靴、通勤定期などの購入費）

⑤住宅改修費

住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費

⑥福祉用具購入費

機能回復訓練器具および日常生活の便宜を図るための用具を購入等をするために必要な経費

⑦障害者自動車購入費

障害者が自ら運転する自動車、または障害者と同居して生計を同一としている者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜などを図るために自動車を購入するのに必要な経費

⑧介護等費

障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、または補装具を購入、修理等をするために必要な経費および生計中心者が、その障害福祉サービスなど受給期間中に生計を維持するために必要な経費

*上記の資金の貸付は、対象世帯、貸付限度額、条件、利子、返済期間が対象資金、状況によって異なります。

また、生活福祉資金には、上記の資金のほか、低所得世帯等を対象にした貸付があります。詳しくは、必ず事前にご連絡の上、ご相談ください。

窓口 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

